



鹿児島県 曾於市



市報

2

2011.FEB

vol.68 2011/2/ 1

主な内容

奇習鬼追い	2
祝成人	4
行政 information	6
話題の広場	18
図書館だより	23
へえ～そわけえ～	24
共生・協働	25
お知らせ	26
健康コラム・せり市成績	29
戸籍の窓	30
くらしの情報	31
イベント情報	32

鬼追

奇習

深川熊野神社に出没した三匹の鬼が

招福除災を約束して縦横無尽に大暴れ！





平成23年の新春を迎えた正月7日の夜、末吉の深川熊野神社領域で県の無形民俗文化財に指定されている恒例の「奇習鬼追い」が行われました。

鬼追いは、約1250年来の伝統を持ち、国家安泰や五穀豊穣をもたらすといわれている伝統行事。この鬼は、通常の豆まきなどで追い払われる悪鬼と違い、招福除災の善鬼とされています。毎年、男鬼、女鬼、子鬼の3匹が境内の鬼堂から飛び出し、熊野神社領域を暴れまわります。鬼が暴れれば暴れるほどその年は無病息災、五穀豊穣になると

言われ、鬼が無数に身にまとつていてる御幣を奪い、鬼の持つ鬼の手で叩かれた人は今年1年を健康に過ごせると言い伝えられており、これが奇習といわれる由来にもなっています。

当日は、幻想的にライトアップされた境内の竹林の中で「鬼神太鼓」の奉納演奏が行われた後、鬼追いがスタート。半鐘や空砲が激しく鳴り響く中、3匹の鬼は熊野神社領域を縦横無尽に暴れまわり、観衆の前に姿を現すと、御幣を求めて人々が果敢に鬼に群がり、



鬼の手で叩き拒めながらも御幣をちぎりとつっていました。2回目の参加となつた都城市在住の河野玲奈さん（8歳）は、「お婆ちゃん」と来ました。鬼は恐かつたけど、来年も参加したいです。でも、やつぱり鬼に触るのは恐い。その他にも、鬼神太鼓が格好良かったです。自分もこんな場所で、太鼓を叩きたくなりました。」と太鼓を叩きました。



財部地区



末吉地区



大隅地区中学校区



実行委員会企画事業 dokidoki ライブ

今年は、市内で490人の新成人が誕生。久々に会う友人達との再会で、会場は終始笑顔に包まれていました。

恒例となる「平成23年曾於市成人式」が末吉総合センターで挙行されました。

今年は、市内で490人の新成人が誕生し、色鮮やかな振り袖、真新しいスリーツ、羽織袴などに身を包んだ新成人の皆さんは、久しぶりに会う友人らとの再会で、会場一杯に笑顔を振りまいていました。

昨年9月に「成人式実行委員会」が設置され、市内各地から16人のメンバーが集まり、「自分たちの成人式は自分たちで盛り上げよう。」と、式の進行から企画・立案まで話し合いを重ねてきました。

式典では、あいさつや祝辞などが行われ、池田市長は「自らの可能性を追求し続ける『チャレンジングスピリット』を磨き、これからの時代の若

今年は490人の新成人が誕生。
久々に会う友人達との再会で、
会場は終始笑顔に包まれていました。

祝
成
人

き担い手として、成長されることを強く望みます。」と激励され、植村教育長からは、「曾於市は数多くの著名人を輩出しています。どうか皆さんも大きな夢をもち、その実現に全力で努力され、是非この先輩方に続いて欲しいと思います。」とあいさつがありました。式典が終わると、実行委員会の企画によるアトラクションが行われ、中学校時代の恩師からのビデオメッセージが上映されると、会場内から歓声が沸き起こりました。

また、喜界島出身の兄弟デュオ「dokidoki（ドキドキ）」のライブも行われ、温かい拍手が送られていました。





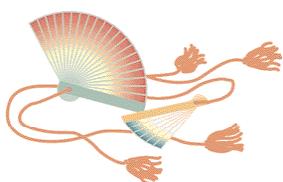
平成 23 年成人式の実行委員会のメンバー

私たちが生まれて 20 年、今日
このように無事成人式を迎えることができましたのも、両親をはじめ、お世話になつた先生方、地域の方々が温かく見守り育ててくださつたおかげだと思い、とても感謝しております。

成人した私たちでございますが、まだまだ未熟です。これから的人生は長く、これまで以上の困難や壁にぶつかり挫折してしまいそうなこともあります。あるかもしれません、それを作り越え、前に進んでいくことで一歩ずつ成長し、「理想的な大人になつていけたらいいな。」と思います。

きたいと思います。
今日、成人式を迎えるからは大人として、また社会人として自覚していかなければなりません。今まで未成年ということで許されたことも、すべて自分自身で責任を持ち言動・行動していくなければなりません。

最後になりましたが、今日の感激や皆様からいただいたお言葉をいつまでも心に刻み、今後、社会人として夢や希望をもち力強く生きていくことをお誓いして、新成人代表のあいさつといたします。



実行委員長 烏丸義誉さん



浄化槽の法定検査について



お問い合わせ先

市民課・各支所環境係
末吉 ☎ 0986-76-8805
大隅 ☎ 099-482-5923
財部 ☎ 0986-72-0934

合併浄化槽は、家庭内排水を一手に処理し、環境に害のない状態にする非常に高機能な施設である一方、機能が低下すれば直接河川に影響が出ます。そのため、定期的に放流水の水質検査や浄化槽が適正な状態で機能しているかを確認することが重要です。

これをうけて浄化槽法では、平成17年の法改正により、それまで規模の大きな浄化槽に限つて定期検査が、10人槽以下の浄化槽設置者にも義務づけられています。

『浄化槽法第11条』

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければなりません。

※浄化槽法第11条では毎年1回と規定されていますが、鹿児島県は浄化槽の設置基数が多いため、現状4年に1回定期検査を実施しています。

定期検査の内容
●外観検査　浄化槽の設置状況、稼働状況などを検査します。

検査機関・検査料金
定期検査は、鹿児島県知事から指定を受けた左記の検査機関が行います。

検査センター
公益財団法人鹿児島県環境検査センター

水質検査
pH…水素イオン濃度…排水の酸性度・アルカリ度

D O …溶存酸素濃度…排水に含まれる酸素の量
透視度…排水の透明度
残留塩素濃度…排水に残る塩素量

BOD（生物化学的酸素要求量）…排水の中の汚れの分解に必要な酸素量
水の汚れ具合を測る基準となる数値

以上5項目の水質を測定します。
書類検査 每月大隅衛生曾於が行っている保守点検及び清扫の記録を確認し、その内容が基準に合っているかを検査します。

これら検査結果を総合的に判断し、浄化槽の機能が十分に発揮されているか検査します。

（定期検査の結果）

先記の外観検査・水質検査・

書類検査の結果は、浄化槽設置者・保健所・土木事務所・市にそれぞれ報告され、検査の結果によつては、施設や使用方法などを改善する必要が生じます。

※財部町では、毎月の保守点検や清掃の料金・定期検査料金等、浄化槽維持管理費が日々の浄化槽使用料に含まれています。

浄化槽の規模	単独処理 浄化槽	合併処理 浄化槽
5～10人槽	4,000円	6,000円

に基づく法定検査です。大隅衛生曾於の行う保守点検とは異なるものです。浄化槽の機能維持と曾於市の豊かできれいな自然を守るために、定期検査の受検をご協力をお願いします。

曾於市水道事業におきましては、格別のご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。本市は平成17年7月に末吉町、大隅町、財部町の3町が合併し、水道事業は3上水道と3簡易水道を運営しています。合併後5年が経過しますが、水道料金及び加入負担金が旧町の体系となっています。今回、加入者の負担の公平と、事務の簡素化を図るため、平成23年4月請求分より、水道料金等の統一をさせていただきました。

曾於市水道ご使用の皆様へ 平成23年4月1日から市内の 水道料金等が統一されます



お問い合わせ先

末吉支所水道課	末吉	☎ 0986-76-2230
大隅支所建設水道課	大隅	☎ 099-482-5954
財部支所建設水道課	財部	☎ 0986-72-0941

○新水道料金、給水負担金表（平成23年4月からの請求分より）消費税抜き

水道料金（1か月当り）			給水負担金（1件当り）	
メーターオン径	基本料金	従量料金	メーターオン径	金額
13mm	500円	1m ³ 110円	13mm	12,000円
20mm	1,200円		20mm	30,000円
25mm	1,900円		25mm	50,000円
30mm	2,200円		30mm	85,000円
40mm	4,400円		40mm	150,000円
50mm	5,500円		50mm	300,000円
75mm	10,000円		75mm	800,000円
100mm以上	その都度市長が定める額		100mm以上	その都度市長が定める額



統一にあたりましては、6事業の経営状況等を勘案し、併せて、使用者の急激な負担増とならないよう、料金設定とさせていただきました。

水道事業は、使用者の皆様の水道料金によって支えられております。今後とも、一層の経営努力に取組みながら、安全で良質な水の安定供給に努めてまいりますので、皆様の今後益々のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

お支払いいただく水道料金は、基本料金及び従量料金の合計になります。基本料金及び従量料金の合計に100分の105を乗じた額です。また、請求は2か月に1回となりますので、基本料金2か月分と2か月間の従量料金となります。なお、料金の請求につきましては、10円未満の端数は切り捨てます。給水負担金につきましても金額に100分の105を乗じた額です。

広告

一人で悩まずに
お気軽にご相談下さい

相談料無料

借金問題

- 請求が止まります。
- 返済可能な支払額に抑えられます。
- 住宅を残した借金解決も可能。
- 過払金の回収。
- 費用分割 ○秘密厳守
- 夜間・土日相談（要予約）
- ヤミ金・商工ローンなど、借金でお困りの方。

宮崎県弁護士会所属
吉谷友和

吉谷法律事務所 都城市上町13-18 都城STビル6階
TEL 0120-666640 (年中無休 9:00~21:00)

広告

桃の節句
キャンペーン

☆お祝い価格☆
¥9,800 (六切り写真付)
撮影用衣裳あります。

矢上写真館
TEL 0986(76)0158
水曜定休日 末吉高校横

猫の飼い方について
最近は、多くの人がペット、特に犬や猫とともに暮らして特に、犬や猫と一緒に同じように大切な存在です。しかし、特るのではないでしょうか。飼い主にとっては、家族と同じようではあります。そこで今回は犬・猫の飼い方にについてご紹介します。

犬の飼い方について
犬については、「狂犬病予防法」により、生後91日以上の犬には、登録と狂犬病予防注射をし、鑑札と注射済票を犬に付けておくことが義務付けられています。また、犬の放し飼いは禁

めに、まず猫はできるだけ家の中で飼いましょう。また、保護された場合に所有者名が分かる

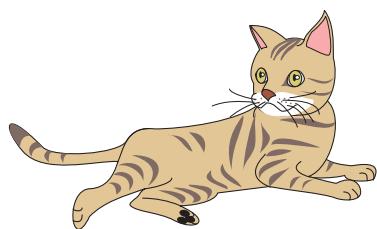
最近は、多くの人がペット、特に犬や猫とともに暮らして特に、犬や猫と一緒に同じようではあります。そこで今回は犬・猫の飼い方にについてご紹介します。

犬の飼い方について
犬や猫などのペット動物を終生飼育することは、飼い主の義務です。最近は、飼えなくなつた犬・猫が捨てられていることが多いのですが、動物を捨てるということは、動物を危険にさらし、飢えや渴きなどの苦痛を与えるばかりではなく、近

ペットは家族と同じです！

お問い合わせ先

志布志保健所衛生係
☎ 099-472-1021
曾於市役所各支所 環境係
末吉☎ 0986-76-8805
財部☎ 0986-72-0934
大隅☎ 099-482-5923



ようにならぬで「可燃ごみ」として捨ててください。そして、飼い犬・飼い猫がいなくなつたら、搜すことはもちろんことですが、保健所への届け出も忘れずに行いましょう。

止されています。子どもやお年寄りなどが、通学途中や散歩の際に犬が放っていて迷惑しているとの相談が多くありますので、必ずつないで飼いましょう。散歩の際は、ロープにつないで散歩させ、フンの始末まで責任を持つて行いましょう。そのためにも、スコップ・袋等を準備して、必ず持ち帰り、フンを新聞紙などの紙類に包んで「可燃ごみ」として捨ててください。そして、飼い犬・飼い猫がいなくなつたら、搜すことはもちろんことですが、保健所への届け出も忘れずに行いましょう。



共に生きる社会
犬や猫などのペット動物を終生飼育することは、飼い主の義務です。最近は、飼えなくなつた犬・猫が捨てられていることが多いのですが、動物を捨てるということは、動物を危険にさらし、飢えや渴きなどの苦痛を与えるばかりではなく、近

隣住民にも多大な迷惑になります。また、近年は、日本の自然に生息していないなかつた外来生物が野外に放たれ、それによる農作物への被害や生態系破壊が大きな社会問題になっています。「動物愛護管理法」により、動物を虐待したり、遺棄した場合は、50万円以下の罰金があります。私達の社会は、人間も動物も同じように命を大切にして、共に生きていかなければなりません。そのためには、動物を飼うためのマナーをきちんと守り、愛情を持って接することが大切です。自分では気づかないことでも、近所の方は迷惑に感じていることもあるかもしれません。この機会に、もう一度動物を飼育するマナーを見直してみませんか。

問い合わせ先

志布志保健所衛生係	☎ 099-472-1021
曾於市役所各支所 環境係	末吉支所
財部支所	☎ 0986-76-8805
大隅支所	☎ 099-482-5923

概要

所在 地：曾於市財部町北俣 10658 番
 (財部小学校西へ約 1 km)
 募集戸数：2 戸 (木造平屋)
 入居可能日：平成 23 年 4 月 1 日 (予定)
 ※住宅使用料は最低額を掲載、月収額により
 段階的に増加します。



団地名	棟名	間取り	1 戸当り 床面積	戸数	住宅使用料
鳥越	6 号棟	1 LDK	49.9m ²	1 戸	16,700 円 / 月から
	6 号棟	2 LDK	60.7m ²	1 戸	20,400 円 / 月から

抽選
 応募者数が募集戸数を超えるとき、公開の抽選において当選者・補欠者を決定します。



鳥越団地外観

鳥越団地（財部）建替事業による新築住宅の入居者を募集します。

新築の市営住宅の入居者を募集します。

お問い合わせ先

建設課・建設水道課
 財部 ☎ 0986-72-0941
 末吉 ☎ 0986-76-8811
 大隅 ☎ 099-482-5953

**【申込者資格】**

- ① 申込者は成人であること
- ② 原則として、夫婦（婚約者及び内縁関係にある方を含みます。）又は親子を主体とした家族であること。単身者は 1 LDK のみ申込みができますが、年齢等の条件があります。
- ③ 申込者または同居者が暴力団員でないこと。
- ④ 政令月収額が基準額以内であること。

一般世帯…
 月収額 15 万 8 千円以下
 高齢者等世帯等…
 月収額 21 万 4 千円以下

- ⑤ 現在住んでいる住宅の家賃及び税等の滞納をしていないこと。
 - ⑥ 住宅に困窮していること。
 - ⑦ 入居しようとする人の中に住宅を所有している人がいないこと。
- ※ 詳しい内容等についてはお問い合わせ下さい。

【申し込み受付】

受付窓口
 2月 1 日 (火) ~ 3月 1 日 (火)
 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分
 (土・日曜・祝日を除く)

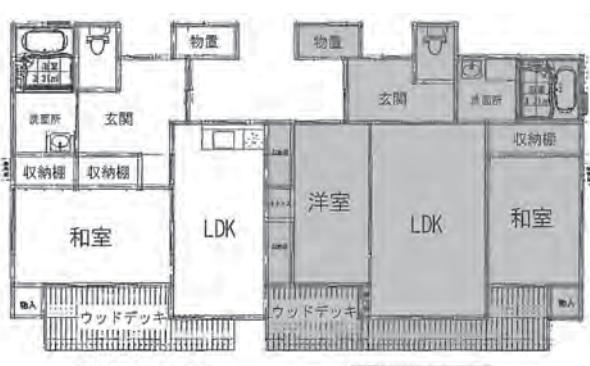
申込添付書類

○ 財部支所建設水道課 管理係
 ○ 末吉支所建設課 管理係
 ○ 大隅支所建設水道課 管理係

受付窓口に「市営住宅入居申込書」が準備してありますので、次の書類を添えて、本人または同居親族が提出してください。

申込方法

① 住民票謄本
 ② 納税証明書 (世帯員全員分)
 ③ 所得証明書 (世帯員全員分)



(1LDKタイプ)

(2LDKタイプ)

曾於市観光特産開発センターは、曾於市の観光を推進するため、観光ボランティアガイドを募集します。観光ボランティアガイドの内容は、大川原峡・花房峡・憩いの森等の自然景観、城跡・神社・石橋等の文化財、弥五郎どん祭り・流鏑馬等の伝統、民話・伝説等の昔話、霧島ジオパーク、農林業関係（農作物・農業用施設・シイタケ栽培等）、郷土料理などのガイドを考えています。観光ボランティアガイドは、これらのすべての分野を担当し

観光ボランティアガイドの募集について

お問い合わせ先

曾於市観光特産開発センター
曾於市末吉町深川 11050-1
(道の駅すえよし隣)
☎ 0986-28-0111
FAX 0986-79-1147
E-mail : info@sookai.net



て頂くのではなく、いざれか関心のある分野をガイドして頂くことになります。なお、現時点では、観光ガイドが出来る必要はありません。観光ガイドとして登録して頂いた後、適宜ガイドの研修を行いますので、関心のある方、観光推進のため協力したい方であれば誰でも結構です。

また、観光ボランティアガイドを行つて頂く日は、当センターが一方的に決めるのではなく、各ガイドと調整を行つて決定します。

応募内容（分野）
曾於市内の観光資源である自然景観、文化財、伝統、昔話、霧島ジオパーク、農林業関係、郷土料理などの分野の説明

応募対象者

曾於市内に在住する者、曾於市内で働いている者は誰でも

応募期間

平成23年2月末日まで

応募様式（様式自由）

① 氏名、性、生年月日、電話番号、住所
② 観光ガイドを希望する分野（複数可）……応募内容（分野）
を参照

提出方法
郵送、メール、FAX、直接開発センターへ持参

提出先
曾於市観光特産開発センター
(上記お問い合わせ先)



末吉支所



大隅支所



財部支所

第3子出産祝金について

第3子以降の出産は
祝金10万円を支給しています。

お問い合わせ先

保健福祉課
財部 末吉 大隅
☎ 0986-72-0936
☎ 0986-76-8806
☎ 099-482-5925

申請書
各支所保健福祉課に申請書がありますので、必要事項をご記入のうえ、提出してください。
なお、申請してから受給するまでは約3か月かかります。

※写真は12月15日に各支所で行われた支給式

受給資格
曾於市では、少子化対策の一環として、第3子以降に産まれたお子さんに対して、1人当たり10万円を支給しています。

2 これまでの経緯

中学校の再編につきましては、平成19年に「曾於市教育活性化対策委員会」を立ち上げ、これまでに4回の会議を開催し、校長、PTA会長、校区公民館長など関係各位から「本市の教育行政はどうあるべき

1 中学校統合条例案の議決

(9月) 定例会において、「曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例案」が議決され、平成24年4月1日の末吉地域及び財部地域における中学校再編が正式に決定しました。

中学校の再編について

平成 24 年 4 月 1 日に、末吉地域及び財部地域の中学校をそれぞれ 1 校に再編します。



お問い合わせ先

曾於市教育委員會總務課
大隅 **電話** 099-482-5956

か?」と御意見をお聞きするとともに、「適正規模での学び」についても議題として取り上げてきました。

3 学校規模適正化計画策定の背景及び理由

その結果を受けて、中学校における「適正規模での学び」を実現するため、本年3月に「曾於市学校規模適正化計画（第1次）」を策定しました。

そして、平成21年8月に「曾於市学校規模適正化検討委員会」を設置し、本年2月までに市立学校の適正規模、適正配置及び通学区域について本格的に検討を重ねて参りました。

4 学校規模適正化計画の概要

このことから、教育力向上のため、学校規模適正化を考えた学校の再編統合は、喫緊な課題となっています。

5 今後の進め方

中学校統合を円滑に進めるための組織として、末吉中学校及び財部中学校に中学校統合準備委員会を、閉校となる南之郷中学校、財部北中学校、財部南中学校に中学校統合地区別協議会を置きました。

中学校統合準備委員会は、学校・PTA関係者を委員として、通学方法、制服関係、交流学習など統合校で必要となる事項について協議します。

イ統合校の位置は、末吉地域では末吉中学校、財部地域では財部中学校とします。ウ再編の形態は、末吉地域では末吉中学校に、財部地域では財部中学校に編入統合とします。

工財部地域の総合校を置くことになる財部中学校の施設整備を実施します。

※「曾於市学校規模適正化計画」

(第1次)一は、教育委員会総務課と末吉、財部の各分室に備えていますので、誰でも自

由に御覧いただけます。また、市のホームページにも掲載し

う準備を進めて参ります。
また、「曾於市学校再編だより」を隨時発行し、関係学校や地域の方々に進捗状況を御報告したり、必要に応じて学校別説明会等を開催して参ります。
今後とも、学校再編に対しまして市民の皆様の御理解とお力添えをお願いします。

う準備を進めて参ります。
また、「曾於市学校再編だより」を隨時発行し、関係学校や地域の方々に進捗状況を御報告したり、必要に応じて学校別説明会等を開催して参ります。
今後とも、学校再編に対しまして市民の皆様の御理解とお力添えをお願いします。



そお市レディーを募集します

お問い合わせ先・申込先

曾於市観光協会（市役所経済課内）

〒899-8692

曾於市末吉町二之方 1980 番地

☎ 0986-76-8808

<http://www.soo-kt.com> (観光協会 HP)



募集人員	1人
任期	平成23年4月1日～平成25年3月31日まで（2年間）

曾於市出身者または市内に通勤する18歳以上の未婚女性（高等学校在学生は除く）

応募資格

曾於市出身者または市内に通勤する18歳以上の未婚女性（高等学校在学生は除く）

応募方法

指定の申込書（経済課にあります。または観光協会ホームページから様式をダウンロードできます）に記入のうえ、持参または郵送してください。

募集期間

平成23年2月1日（火）～3月4日（金）※必着

選考審査会

平成23年3月18日（金）（応募は選考審査会に出席できる方に限り、応募者には別途案内します）

内容

夏祭り・清流祭り・弥五郎どん祭り・そお市民祭・悠久の森ウォーキング大会・関西ファンデー・テレビ・ラジオ出演・各種観光PR活動ほか

その他

レディー就任祝金2万円・制服等を進呈するほか、謝金・旅費等はその都度支給いたします。



12月20日の定住住宅取得補助金交付式

曾於市に定住しませんか？

人口増加施策の一環として定住補助金を交付します。

お問い合わせ先

企画課・各支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8802

財部 ☎ 0986-72-0931

大隅 ☎ 099-482-5921

補助の条件

- ① 平成23年3月31日までの間に定住のため、市外から本市へ転入した方（本市から他の市町村へ転出し、3年を経過しない再転入は、転入者とみなされません）
- ② 転入後1年未満で、かつ平成23年3月31日までの間に住宅を新築・購入された方
- ③ 世帯責任者の年齢は、20歳以上60歳以下であること
- ④ 2人以上の世帯であること（世帯責任者を含む）
- ⑤ 申請は新築・購入または転入の日以降、1年内に行なうこと

30万円の額 補助金の額 20万円の対象者

- ① 住宅の存在しない土地に住宅を新築した場合
- ② 建築後、1年未満の住宅及び住宅に付随する土地を第三者から購入した場合
- ③ 建築後、1年以上経過した住宅及び住宅に付隨する土地を第三者が10年以上見込まれる住宅

日	月	火	水	木	金	土
		2/1 ひろば	2	3	4 親子	5
6	7 講座	8	9 親子	10 ひろば	11 建国記念日	12
13	14 ひろば	15	16 講座	17 ひろば	18 親子	19
20	21 ひろば	22	23 ひろば	24	25 親子	26
27	28 ひろば					

※子育て支援センターは、園庭開放・育児相談を実施しています。

園庭開放：午前10時～午後3時(月曜日～金曜日)

育児相談：午前9時～午後4時(月曜日～金曜日)

親子ふれあい遊び

●会場：子育て支援センター

●会場：弥五郎伝説の里

午前10時～午前11時30分

子育てひろば

●会場：末吉総合センター

●会場：財部保健福祉センター

子育てひろば：午前10時～午前11時30分

育児講座 午前10時～午前11時30分

●会場：財部保健福祉センター(7日)

末吉総合センター(16日)

年金移動相談所開設日

期 日	時 間	場 所
2月8日 (火)	午前10時～ 午後3時	末吉支所 1階会議室

○鹿屋年金事務所による移動相談所が開かれます。

日程・場所は上記のとおりです。

子育てふれあいひろば

- 2月7日と16日は育児講座を開催します。

お問い合わせ先

曾於市地域子育て支援センター
大隅 ☎ 099-482-6125 (直通)

子育て携帯サイトすまいるキッズ
<http://www.smile-kids.jp/sooshi>

育児講座
2月7日（月）は財部保健福祉センターで親子ビクスを開催します。講師は田鍋いずみ先生です。親子で一緒に楽しみながら運動します。年齢に関係なく、どなたでも参加できます。動きやすい服装で、バスタオル、飲み物（お茶）などご持参ください。
2月16日（水）は末吉総合センターでフラワー アレンジメントを開催します。講師は片平幸美先生です。希望される方は2月8日（火）までにお申込みください。材料費：自己負担額800円を当日お願いします。

国民年金のはなし

年金移動相談所を開設



お問い合わせ先

市民課各支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8805

大隅 ☎ 099-482-5923

財部 ☎ 0986-72-0934

年金移動相談所を開設

障害年金、遺族年金や年金請求手続きをはじめ年金受給者の死亡による、未支給請求手続き、死亡一時金請求など各種届け出の方法の相談、また、年金受給者で年金額に疑問のある方など、年金に関する相談がある方はお気軽にお越し下さい。
なお、相談の際は、年金手帳・年金証書・印鑑などをお持ちください。相談は無料ですが、予約制となっています。年金相談所が開設される各支所に予約して下さい。
○年金事務所職員を名乗る詐欺にご注意下さい。
最近、年金事務所職員を装いご自宅を訪問し、「年金手続きが終わっていない。ご本人に代わって手続きをするので手数料を支払ってほしい」などと言い、その場で現金を請求するようないわゆる「手口」が確実化している。年金事務所の職員がご自宅を訪問し、年金手続きの手数料を請求することはありません。訪問や電話で不審な点がありましたが、年金事務所へ確認するなど十分ご注意下さい。
なお、鹿児島県は保険料収納業務をオリエントコーポレーションに委託しています。

曾於市は、緑豊かな自然に恵まれています。しかし、市内のあちこちで、山林や河川への不法投棄や、家庭から出るごみの不法焼却が多く見られます。そこで、今回は、この豊かな自然を未来に残していくために、曾於市の不法投棄等の現状について、ご紹介いたします。

不法投棄・不法焼却の禁止について

ごみを不法に投棄することや、家庭から出るごみの不法焼却は禁止されています。



不法投棄禁止の看板

豊かな自然を未来へ残しましょう！

不法投棄等の現状を紹介します。



お問い合わせ先

曾於市役所各支所 環境係
末吉支所 ☎ 0986-76-8805
財部支所 ☎ 0986-72-0934
大隅支所 ☎ 099-482-5923

これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第16条及び第16条の2で定められており、違反した者に対しては、「5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」という厳しい罰則も定められています。

不法投棄された廃棄物は、土地所有者が処理しなければならず、土地所有者にとっては、非常に迷惑となります。また、山林や河川に投棄されたごみは、自然豊かな曾於市の景観を損ないます。

家庭から出るごみの不法焼却は、大気汚染の原因や人体にも悪影響を及ぼす可能性もあります。

本市にある豊かな自然を、市民の皆様と協力し合い、美しい故郷を未来へ残します。

不法投棄等の現状について

平成21年度に、市役所に寄せられた不法投棄・不法焼却の苦情は、不法投棄が30件、不法焼却が14件です。数字からは、少ないと思われるかもしれません、市内を回つてみると、あちこちで不法に捨てられたごみを見かけます。しかし、一斉美化活動や各自の協力により、維持される清掃活動、ボランティアによる道路清掃活動等の市民の皆様の協力を



不法投棄の現場写真

に！
豊かな自然に恵まれる一方で、人目の届かないところの不法投棄や不法焼却が問題となっています。不法投棄とならないよう、きちんと自己管理が望されます。

ごみについては、将来にわたり考えていかなければなりません。そのため、平成21年度に策定した「曾於市環境基本計画」の中にも、「不法投棄の撲滅」・「ごみの減少・リサイクルの推進」を市の目標として掲げています。目標達成のためにも、まず各自のモラルの向上と環境教育の推進が必要であると考えられます。

今後も、市では不法投棄や不法焼却のパトロールや指導を行い、皆様には、不法投棄や不法焼却の禁止についてのご理解と、分別ご協力をお願いします。



農業者年金のその他のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金。
- 保険料の額は月額2万円～6万7千円の間で自由に設定・増減が可能。
- 一生涯受け取ることができる終身年金。80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までの保証付き。
- 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象（民間の個人年金（生命保険料控除）では5万円が限度）。

お問い合わせは地元の農業委員会、JAにおたずねください。
独立行政法人 農業者年金基金
〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5階 TEL03-3502-3942（企画調整室）

**老後の備えは、
農業者年金
で安心！**